

玉東町告示第118号

玉東町が移動し、及び保管した放置自転車等の詳細については、玉東町放置自転車等対策条例第4条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年12月21日

玉東町長 前田 移津 行



- (1) 移動し、及び保管した自転車等(以下「保管自転車等」という。)が放置されていた場所
 - ア 木葉駅北側駐輪場
 - イ 旧駅前公園
- (2) 保管自転車等を移動し、及び保管した日
平成28年12月21日
- (3) 保管自転車等を保管した理由
駐輪場に長期間放置してあったため。
- (4) 保管自転車等の返還の方法
 - ア 自転車等返還申請書・受領書(様式第3号)を記入し、住所氏名が分かる書類を添付し、玉東町役場総務課に返還の申し出をする。
 - イ 返還の時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜、日曜、祝日、年末年始は返還できない。
- (5) その他

| | |
|----------|--------|
| 保 管 場 所 | 玉東町役場 |
| 保管自転車等台数 | 自転車 4台 |